

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年12月27日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第12号

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公有財産及び物品規程の一部を次のように改正する。

第5条の2の見出しを「(督促)」に改め、同条第2項中「当該使用料」を「使用料」に、「納入した日」を「納入の日」に、「年14.5パーセント」を「年14.6パーセント(納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる使用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその使用料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第15条の次に次の1条を加える。

(延納利息)

第15条の2 地方自治法施行令第169条の7第2項の規定により売払代金又は交換差金の延納の特約をする場合における利息の率は、年7.3パーセントとする。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 第1項の利息の金額を計算する場合において、その計算の基礎となる売払代金又は交換差金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその売払代金又は交換差金の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 前3項の規定により計算した利息の金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額

を切り捨てる。

第18条の8第2項中「当該貸付料」を「貸付料」に、「納入した日」を「納入の日」に改め、「までの」の右に「期間の」を加え、「年14.5パーセント」を「年14.6パーセント（納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる貸付料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその貸付料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第3号様式 1中「延滞料」を「延滞金」に改め、「使用料の額に、」を削り、「納入した」を「納入の」に改め、「までの」の右に「期間の」を、「応じ、」の右に「納入額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）」を加え、「14.5パーセントの割合」を「14.6パーセント（納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改め、「年あたり」を「年当たり」に改め、「365日あたり」を「365日当たり」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 「特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

第3号様式 2中「延滞料」を「延滞金」に改め、「貸付料の額に、」を削り、「納入した」を「納入の」に改め、「までの」の右に「期間の」を、「応じ、」の右に「納入額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）」

に」を加え、「14.5パーセントの割合」を「14.6パーセント（納入期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（各年の特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつてはその年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改め、「年あたり」を「年当たり」に改め、「365日あたり」を「365日当たり」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 「特例基準割合」とは、各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第5条の2第2項及び第18条の8第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項及び次項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(延納利息の割合の特例)

3 当分の間、第15条の2第1項に規定する利息の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、当該特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局公有財産及び物品規程第 5 条の 2 及び第 18 条の 8 の規定は、この規程の施行の日以後にする督促に係る延滞金額の計算について適用し、同日前にした督促に係る延滞金額の計算については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部総務課)